

新型コロナウイルス感染症を疑う主なパターン

パターン	チェック項目 (パターン別に、□が✓される場合に疑う)
警戒	<input type="checkbox"/> 2週間以内に渡航していた <input type="checkbox"/> 濃厚接触歴のある者と濃厚接触した →大学の新型コロナウイルス相談窓口(corona_soudan@myu.ac.jp)にメール →原則、自宅待機2週間・体調管理により一層の注意を払う →濃厚接触歴のある者が新型コロナウイルスとの診断が確定したら②濃厚接触の疑いのある場合のフローへ
1	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症が確定した者と濃厚接触歴がある →②濃厚接触の疑いのある場合のフローへ
2	<input type="checkbox"/> 37.5°C以上の発熱または呼吸器症状を有している ※上記および、以下のいずれかに該当する項目がある <input type="checkbox"/> 自覚症状の出る2週間以内に渡航していた <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症を疑う者と濃厚接触歴がある <input type="checkbox"/> 濃厚接触歴のある家族と同居している <input type="checkbox"/> 自覚症状の出る2週間以内にクラスターの発生場所に行っていた →②濃厚接触を疑う場合のフローへ →37.5°C以上の発熱と呼吸器症状（風邪症状）が4日以上続く または強い倦怠感や呼吸困難があれば、 ①新型コロナウイルスに感染した疑いがある場合のフローへ
3	<input type="checkbox"/> 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

濃厚接触とは

「罹患者が発病した2日前以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する」

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触
(車内・航空機内等を含む)があった場合

例えば、新型コロナウイルス感染症が疑われる者と…

- ✓ 長時間の接触(車内、航空機内などを含む)があった
- ✓ マスクを着用することなく、向き合って30分以上話した
- ✓ マスクを着用することなく、狭い部屋で長時間過ごした(ゼミ、研究指導、打ち合わせなど)
- ✓ マスクを着用することなく、向き合って長時間執務した
- ✓ 手で触れるなどの接触があった

【ご協力のお願い】

風邪症状（発熱・咳・咽頭痛など）がある場合、大学内での様々な感染症の拡大を防ぐため自宅待機し、体調管理をしてください

大学内での学校感染症拡大を防ぐための学生の手続きフロー ＜新型コロナウイルス感染症（COVID-19）編＞

①COVID-19に感染した疑いがある場合

- ・風邪症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く
(基礎疾患のある人は2日以上)
- ・強い倦怠感や呼吸困難がある

・風邪症状(発熱・咳・咽頭痛など)がある場合は、自宅待機してください

【参考】文部科学省「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」2020. 2. 18付
https://www.mext.go.jp/content/20200218-mxt_kouhou02-000004520_2.pdf

- ・登校せずに大学へメール
大和C: gakusei@myu.ac.jp (学生支援G)
太白C: f-kyoumu@myu.ac.jp (教務・学生支援G)

・症状について不安・心配なときは保健室にご相談ください!

大和C 022-377-8221
太白C 022-245-1198

新型コロナウイルス相談窓口(健康支援室)
corona_soudan@myu.ac.jp

学生は相談窓口(★)に電話。
指示の下医療機関を受診

★電話相談窓口(コールセンター)
(仙台市・宮城県)
022-211-3883

医療機関で診察・検査を受ける

陽性

検査結果を大学に報告する
COVID-19の治療を受ける

治癒

毎日体温測定し、
記録しておくこと

- ・医療機関から登校許可をもらう
- ・医療機関で診断書等を記載してもらう

登校

相談窓口から様子観察
との指示

様子観察
または陰性

医療機関等の指示に従う
結果を大学に報告する

登校許可あり
医療機関等から

毎日体温測定し、
記録しておくこと

- ・医療機関で診断書等を記載してもらう

登校

- ・相談窓口(保健所)や医療機関を受診したことがわかる書類(診断書等)・学校感染症罹患届(大学ホームページからDL)・体温測定記録を事務局窓口へ提出する
 - ・科目担当教員へ連絡し、自習課題等を確認する
- *原則として、出席停止中の授業は欠席時間とは見なさないが、登校後、授業担当教員と必ず相談すること

大学内での学校感染症拡大を防ぐための学生の手続きフロー <新型コロナウイルス感染症（COVID-19）編>

②濃厚接触の疑いがある場合

罹患者が発病した2日前以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者
 ・COVID-19が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）があった者

【参考】

- ・名古屋大学 新型コロナウイルス感染症対策委員会（2020.3.6付）
- ・国立感染症研究所 感染症学センター「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」（2020.2.27付）
- ・厚生労働省 全国クラスターマップ（随時更新）

- ・マスクを着用することなく、向き合って30分以上話した
- ・向き合って食事をした
- ・マスクを着用することなく、狭い部屋で長時間一緒に過ごした（ゼミ・研究室・打ち合わせ等を実施など）
- ・マスクを着用することなく、向き合って長時間執務した
- ・手を触れるなどの接触があった
- ・2週間以内に流行地への海外渡航・クラスターの発生場所に行ったことがある

登校せずに宮城大学 健康支援室（保健室）へ電話相談する
 大和C：022-377-8221
 太白C：022-245-1198

濃厚接触にあたる
 とは考えにくい

様子観察
 （健康支援室の指示に従う）
 ＊症状が出現したら電話する
 ＊毎日体温測定し、記録しておくことをお勧めします

濃厚接触にあたり
 と考えられる

学生は相談窓口（★）に電話。
 指示の下、医療機関を受診

★電話相談窓口（コールセンター）
 （仙台市・宮城県）
 022-211-3883

・**風邪症状（発熱・咳・咽頭痛など）がある場合は、自宅待機とし、保健室へ連絡してください**

・**出席日数や症状について不安・心配などときも下記にご相談ください！**

コロナウイルス相談窓口（健康支援室）
corona_soudan@myu.ac.jp

医療機関で診察・検査を受ける

陽性

検査結果を健康支援室に報告する
 COVID-19の治療を受ける

治療
 毎日体温測定し、記録しておくこと

- ・医療機関から登校許可をもらう
- ・医療機関で診断書等を記載してもらう

登校

様子観察
 または陰性

医療機関等の指示に従う
 結果を健康支援室に報告する

出席停止期間

登校許可あり
 医療機関等から

毎日体温測定し、記録しておくこと

- ・医療機関等で診断書等を記載してもらう

登校

- ・保健所や医療機関を受診したことがわかる書類（診断書等）
 - ・学校感染症罹患届（大学ホームページからDL）
 - ・体温測定記録を事務局窓口へ提出する
 - ・科目担当教員へ連絡し、自習課題等を確認する
- *原則として、出席停止中の授業は欠席時間とは見なさないが、登校後、授業担当教員と必ず相談すること